

大竹市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画の概要

◆計画の趣旨

生活習慣病の発症や重症化予防により、国民の健康保持及び医療費適正化を達成することを目的に、保険者においては平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)に基づき、特定健康診査(以下「特定健診」という。)及び特定保健指導の実施が義務付けられている。大竹市においても、同法律に基づき作成された特定健康診査等基本方針に沿って策定した第3期計画期間(平成30年度から令和5年度)が終了することから、国での方針の見直しの内容を踏まえ、策定するものである。なお第3期データヘルス計画と一体的に策定する。

◆計画期間

令和6年度から令和11年度の6か年計画とする。

◆特定健康診査・特定保健指導の目標

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定健診受診率 | 38% | 40% | 45% | 50% | 55% | 60% |
| 特定保健指導実施率 | 30% | 35% | 41% | 47% | 53% | 60% |
| メタボ該当者・メタボ予備群該当者の減少率(平成20年度比) | 25%以上減 | 25%以上減 | 25%以上減 | 25%以上減 | 25%以上減 | 25%以上減 |

◆特定健康診査及び特定保健指導の実施方法

集団健診は、6月から2月にかけて実施する。実施場所は、特定健診を受ける人の利便性を考慮し、選定する。

個別健診は、6月から2月にかけて実施する。

集団健診、個別健診ともに具体的な会場については、特定健診実施時期にあわせて周知する。

特定保健指導は通年実施する。

◆特定健康診査等実施計画の公表及び周知

◆個人情報の保護

◆特定健康診査等実施計画の評価及び見直し